

指定申請団体の審査における審査アドバイザーの指名について

指定活用団体の指定の手續においては、公正性・透明性を確保する必要があるため、事務局が実施する書面確認についても、その妥当性を確かめる必要があると考える。

そのため、休眠預金等活用審議会の委員であり、公益認定等委員会の委員を長らく務め、特に公益法人の財務・会計に明るい北地達明委員に審査アドバイザーとなっただき当該確認をしていただく。

なお、その結果については、審議会において、指定申請団体に対する面接実施に先駆けて報告していただくこととする。